

奥州市議会全員協議会

日時：令和7年12月8日（月）

本会議終了後

令和7年12月9日（火）

午前10時

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

（1）説明事項

- ① エネルギー・食料品価格等物価高騰に対する支援事業の追加実施について
- ② 低所得者等冬季特別対策助成事業（福祉灯油）の実施について
- ③ 水洗化支援策の創設について
- ④ 岩手県人事委員会勧告に伴う給与改定等について
- ⑤ 輸出米販売促進事業の取組成果と今後の展望について

（2）協議事項

- ① 教育厚生常任委員会における政策提言（案）について
- ② 建設環境常任委員会における政策提言（案）について
- ③ 議員間討議 公益的団体への普通財産の無償貸付について
- ④ 議員間討議 議会改革検討委員会から申し入れがあった検討項目に係る議員間討議について

（3）報告事項

- ① 岩手県競馬組合議会定例会（11/20） 報告者：小野 優 議員
- ② 岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会（11/27） 報告者：今野裕文 議員

4 そ の 他

5 閉 会

1 概要

令和7年5月27日付けで国の**令和7年度一般会計予備費**の使用が閣議決定され「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニュー分として**国全体で1,000億円**の予算を増額措置、**当市に対して60,085千円**の交付金が追加交付されました。

これを受け、物価高騰の影響を受けている市内の事業者に対する緊急支援策として7月から3事業を追加実施しておりますが、執行を留保している交付金25,085千円を活用し、新たに事業を追加実施しようとするものです。

2 事業選定の考え方

今年度当初において当該交付金を財源とした支援事業を予算措置、事業を開始、また、7月から3事業を追加実施していますが、今回追加実施する事業についても、これまでと同様に次の考え方をもとに選定しています。

- (1) 国や県が実施する物価高騰対策等の対象となっていない分野、対象を優先したこと。
- (2) 早急に支援が必要な分野、対象を優先したこと。
- (3) 効果が広く市民生活に波及すると考えられる場合は、国や県が実施する対策に加え、市が更なる支援を実施すること。

3 実施事業

緊急的に実施が必要と判断した事業、近隣自治体と協調して実施する事業など、**4事業を追加実施**、予算要求しようとするものです。

| | 事業数 | 事業費 |
|---------|-----|----------|
| 生活者支援事業 | 1事業 | 4,558千円 |
| 事業者支援事業 | 3事業 | 33,214千円 |
| 計 | 4事業 | 37,772千円 |

※別紙1「令和7年度物価高騰対策事業一覧【追加実施事業】」参照

全員協議会資料 令和7年12月8日 政策企画部政策企画課

4 事業の実施状況及び財源（推奨事業メニュー分）

事業の財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（R7予備費追加分）の執行保留分を活用します。
(単位：千円)

| | 重点交付金 交付限度額 | 全体事業費 | 重点交付金 充当額 | 一般財源 |
|-----------------------------------|-------------------------|--------|---------------|--------|
| 推奨事業 メニュー分 (追加分) ※措置済分 | 60,085 | 37,141 | 35,000 | 2,141 |
| 推奨事業 メニュー分 (今回追加分) | うち執行残 25,085 | 37,772 | 25,085 | 12,687 |

5 今後のスケジュール

- 12月16日（火） 市議会定例会最終日に補正予算を追加提案
1月中旬 事業実施変更計画提出（県あて）
※今回追加実施する4事業全て年度内で完了予定

6 さらなる物価高騰対策の見通し

先の閣議決定で政府がまとめた総合経済対策によると、**物価高騰対策として重点支援地方交付金が拡充**される方針が示されています。当市への具体的な交付金額は、おって提示される見込ですが、国からは、各地方自治体に対し、今回の総合経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な物価高騰対応について特段の要請があることから、市では国が提示した**推奨事業メニュー（別紙2）**に基づき、現在、府内各部等で**実施事業の検討を進めています**。

事業実施に際しては、あらためて市議会に対し説明したうえで、補正予算を提案する予定です。

令和7年度物価高騰対策事業一覧【追加実施事業】

| No. | 担当部 | 性質区分 | 事業名称 | (単位:千円) | | | | ①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容 | 積算根拠等 | 事業期間 | |
|-----|----------|-------|---------------------|---------|-------------|--------|----------------|-------------------------------|--|---|-----------------------|
| | | | | 総事業費 | うち臨時交付金対象経費 | 交付金充当額 | うちその他財源(県補助金等) | | | | |
| 1 | 農林部 | 事業者支援 | 農業水利施設省エネルギー化推進対策事業 | 1,500 | 1,500 | 1,300 | 0 | 200 | ①事業者(市内の土地改良区) ②農業者が構成員となっている土地改良区に対し、農業水利施設(省エネルギー化推進対策事業取組施設)の電気料金高騰に対する支援を行う。これにより、農業者の賦課金等の負担増を抑制し、農業者の救済措置につながるもの。 ③土地改良区が所管する農業用施設(揚水機等)において、電気料金高騰の影響を受けた金額について支援 | 【概算補助見込み額】 胆沢平野土地改良区 752,000円 衣川土地改良区 169,000円 北上川東部土地改良区 536,000円 合計 1,457,000円 ↓ 事業費要求額 1,500,000円 ※補助見込み額が増減する可能性あり | R8. 1 ～ R8. 3 |
| 2 | 健康こども部 | 事業者支援 | 教育・保育施設等電気料等支援事業 | 2,934 | 2,934 | 2,800 | 0 | 134 | ①私立の教育・保育施設の事業者 ②原油価格や物価の高騰の影響により、かかり増した電気料等にかかる事業者の負担の軽減を図るために、教育・保育施設等電気料等支援交付金を予算の範囲内で交付し、もって、円滑な施設運営を支援するもの ③原油価格・物価高騰対策として、かかり増し経費(電気料等)を支援 | ■園児1人あたりのかかり増し額 400円/月 ■園児数 私立施設 2,445人 ■私立交付額 400円×2,445人×3ヶ月=2,934,000円 | R7. 10 ～ R7. 12 |
| 3 | 教育委員会事務局 | 生活者支援 | 学校給食物価高騰支援事業分 | 4,558 | 4,558 | 4,000 | 0 | 558 | ①児童生徒学校給食費納入義務者 ②長引く物価高騰下にあっても、これまで同様の学校給食の回数と質を確保するため、不足する賄材料費に補填することで、納入義務者の負担軽減に資するもの。 ③学校給食における賄材料費における保護者負担増、精米価格改定に伴う値上がり分 | ◇総事業費(A+B) 101,814,471円 ◇追加申請額(A'+B) 4,557,471円 A: 令和7年度学校給食費改定に伴う保護者負担増額分 ・当初予算額(事業計画額) 97,257,000円 ・事業実績見込額 95,423,328円 …A 差額 △1,833,672円 …A', B: 令和7年11月からの精米価格改定に伴う児童生徒分値上がり額 297.0円×21,519kg=6,391,143円 …B | R7. 4 ～ R8. 3 |
| 4 | 福祉部 | 事業者支援 | 福祉施設等に対する物価高騰支援交付事業 | 28,780 | 28,780 | 16,985 | 0 | 11,795 | ①市内に福祉施設等の事業所を有し、事業を継続している者 ②福祉施設等における介護サービス等の維持及び事業の継続を支援するため、市内に事業所を有する福祉施設等に対して、秋から冬期間(10～12月)の電気使用に対する支援を行うもの。 ③原油価格・物価高騰対策として、かかり増し経費(光熱費、燃料価格)を支援 | 【介護サービス事業所等】 (1) 光熱費支援(20,587,200円) 《入所系》@5,850円×2,938名=17,187,300円 《通所系》@1,950円×1,522名=2,967,900円 《訪問介護系》@6,000円×72事業所=432,000円 (2) 車両燃料費支援(3,750,000円) @6,250円×600台=3,750,000円 【障がい福祉サービス事業所等】 (3) 光熱費支援(3,190,100円) 《入所系》@3,900円×362名=1,411,800円 《通所系》@1,950円×854名=1,665,300円 《訪問介護系》@6,000円×19事業所=114,000円 (4) 車両燃料費支援(1,250,000円) @6,250円×200台=1,250,000円 | R7. 10 ～ R7. 12 |
| 合計 | | | | 37,772 | 37,772 | 25,085 | 0 | 12,687 | | | |

| 事業メニュー | 事業数 | 総事業費 | うち臨時交付金対象経費 | 交付金充当額 | うちその他財源(県補助金等) | 一般財源 |
|--------|-----|--------|-------------|--------|----------------|--------|
| 生活者支援 | 1事業 | 4,558 | 4,558 | 4,000 | 0 | 558 |
| 事業者支援 | 3事業 | 33,214 | 33,214 | 21,085 | 0 | 12,129 |
| 合計 | 4事業 | 37,772 | 37,772 | 25,085 | 0 | 12,687 |

| R7予備費交付金 | 交付金総額 | 充当額 | 交付金残額 | 今回充当額 | 未充当額 |
|----------|--------|--------|--------|--------|------|
| | 60,085 | 35,000 | 25,085 | 25,085 | 0 |

重点支援地方交付金の追加

令和7年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額：2.0兆円
- 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

| 推奨事業メニュー | |
|-------------------------|------------------------------------|
| (生活者支援) | (事業者支援) |
| ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | ⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 |
| ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 | ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 |
| ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 |
| ④消費下支え等を通じた生活者支援 | ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 |
| ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 | ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 |

- 算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

＜追加額 2.0兆円＞

令和7年度補正予算案

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
 - ① **食料品の物価高騰に対する特別加算**（いわゆるお米券等）を措置
 - ② **賃上げ環境整備**（中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者）を**推奨事業メニューに追加**。
- 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

【推奨事業メニューによる対応】

【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】

・市内で食料品等の購入に利用できるさやりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与（上限2,000ポイント）

- 食料品の現物支給【岩手県遠野市】

・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品（4,000円相当）を支給

【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】

・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助（補助上限300万円等）

- 賃上げに係る支援【群馬県】

・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円（上限40人）を支給

【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】

・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣

- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】

・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記（R6補正～）

【速やかな事業実施に向けて】

- ・国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

別紙3

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画(今年度実施事業)

(千円)

| No. | 予算措置 | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 支援対象 | 総事業費 | 交付金充当額 | 一般財源 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) ⑤支援対象期間 | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------|------------------------------|----------------------|-------|--------|--------|------|--|------|------|
| 1 | 当初 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 学校給食物価高騰支援事業分 | 生活者支援 | 97,257 | 97,250 | 7 | <p>①長引く物価高騰下にあっても、これまで同様の学校給食の回数と質を確保するため学校給食費を増額改定するが、改定に伴う増額分を保護者へ負担を求めず、子育て世代を支援するもの。</p> <p>②学校給食における賄材料費</p> <p>③</p> <p>R7学校給食費改定額と保護者負担額(R5学校給食費と同額)との差額</p> <p>ア 小学校</p> <p>R7学校給食費(年額) 58,600円 R5学校給食費(年額) 46,100円(=保護者負担額) ※差額12,500円 ◆差額12,500円×児童数(当初見込)4,770人=59,625,000円…(1)</p> <p>イ 中学校</p> <p>R7学校給食費(年額) 66,100円 R5学校給食費(年額) 52,100円(=保護者負担額) ※差額14,000円 ◆差額14,000円×生徒数(当初見込)2,688人=37,632,000円…(2)</p> <p>(1)+(2)=97,257,000円</p> <p>④児童生徒学校給食費納入義務者</p> <p>⑤1年間(令和7年4月～令和8年3月)</p> | R7.4 | R8.3 |
| 2 | 当初 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 子ども食堂食料品等物価高騰支援事業補助金 | 事業者支援 | 600 | 500 | 100 | <p>①食品等の価格高騰のなか、こども食堂を開設する団体へ食材費等を補助することにより開設の維持及びこどもの居場所を確保する。</p> <p>市内で開催されるこども食堂の実施について、貧困状態にある家庭に限定せず市民への広い周知を図る。</p> <p>②運営費補助(食べ物の提供を伴う事業1回あたりの運営補助)</p> <p>③</p> <p>・10団体×6月×1回あたり@10,000円 (1回あたり1万円、1団体あたり年間60000円を上限とする。食材費(市販弁当購入も可とする)及び容器・衛生用品等の消耗品を対象とする)</p> <p>④奥州市内のこども食堂運営団体 (奥州市こども食堂(こどもの居場所)ネットワークに登録済の団体が行う 全市対象としたこども食堂の事業実施団体)</p> <p>⑤1年間(4月～3月)</p> | R7.4 | R8.3 |
| 3 | 当初 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 放課後児童クラブ価格高騰支援交付金 | 事業者支援 | 993 | 900 | 93 | <p>①多品目の物価が高騰している中、教材等の購入の経費を支援し、もってサービスの低下を予防し、安定した経営を支援する。</p> <p>②クラブの利用人数(R7.4.1登録人数)により支援金を交付する。</p> <p>※毎月の教材等の購入費の平均2,000円に物価上昇率(前年平均)2.7%を乗じて 物価上昇分を算定。</p> <p>③一人当たり年額648円 クラブ数:47 利用人数:1,532名(見込み) @648×1,532名(見込み)=992,736円</p> <p>④放課後児童クラブ運営事業者</p> <p>⑤1年間(4月～3月)</p> | R7.4 | R8.3 |

| No. | 予算措置 | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 支援対象 | 総事業費 | 交付金充当額 | 一般財源 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) ⑤支援対象期間 | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------|------------------------------|-------------------|-------|--------|--------|-------|---|------|-------|
| 4 | 当初 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 教育・保育施設等給食提供支援交付金 | 事業者支援 | 13,777 | 13,770 | 7 | ①原油価格や電気・ガス・食料品等を含む物価の高騰の影響によりかかり増した給食費について、保護者や事業者の負担の軽減を図るため、教育・保育施設給食提供支援交付金を予算の範囲内で交付し、もって、円滑な施設運営を支援する。 ②食材料費 ③ (1) 単価 ・実費徴収対象 一人当たり1か月分の賄材料費単価増額分537円 (公立施設平均 R4:5,380円→R7:5,917円) ・副食費免除対象 一人当たり1か月分の賄材料費単価増額分537円から公定価格上の副食費免除加算の増額分400円を除いた137円 (副食費免除加算 R4:4,500円→R7:4,900円) (2) 対象数 実費徴収対象 (私立 1,703人、公立 315人) 副食費免除対象 (私立 388人、公立 92人) ④私立教育・保育施設の事業者、公立保育所及び認定こども園 ⑤1年間(4月～3月) | R7.4 | R8.3 |
| 5 | 当初 | ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 | 省エネ家電買換促進事業補助金 | 生活者支援 | 21,000 | 20,000 | 1,000 | ①物価高騰が長引く中であって省エネ家電への買換を促進させ、併せて家庭のエネルギー費用負担の軽減も図るもの。また、生活における省エネルギー化を促し、地域における脱炭素社会の構築となるものです。 ②冷蔵庫、エアコン等の省エネ家電の購入経費に対する補助金 ③限度額5万円(補助率3分の1)/1家電 × 400世帯 ④補助金申請日に奥州市民であり、居住する市内自宅で既に使用している対象省エネ家電機器を、市内のお店において同種に買い替え、買換前の機器を廃棄した者。(同一世帯において1件のみ) ⑤6月～予算額に達するまで | R7.6 | R7.12 |
| 6 | 当初 | ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 | 酪農電気料高騰対策支援事業交付金 | 事業者支援 | 4,000 | 3,800 | 200 | ①コロナ禍以降の電気料等の動力高熱水費の高騰は現在も続き、電力使用が多い酪農家の経営を圧迫している。酪農家の電気料の負担軽減を図り、経営を継続できるよう支援する。 ②乳用牛一頭当たりの電気使用量を試算し、これに増額分25%を乗じた額を交付単価として交付する。 ③交付金 ・酪農運営に係る電気料増額分について飼養頭数に応じて交付 (1) 乳用牛(搾乳牛) 飼養頭数(令和7年2月時点) 370頭 乳用牛370頭 × @8,000円/頭 = 2,960,000円 (2) 育成牛 飼養頭数(令和7年2月時点) 260頭 (1)と合わせて飼養している場合1頭当たり1/2の額を加算) 育成牛260頭 × @8,000円/頭/2 = 1,040,000円 ※ 農業経営統計調査(令和4年度) 生乳生産費光熱水費及び動力費(東北) 搾乳牛1頭あたり34,243円 × 高騰分25% = 8,561円 ※ 金ヶ崎町の単価試算 飼養頭数の一番大きい農家の年間電気料より試算 電気料3,500千円 × 高騰分25%/頭数100頭 = 8,750円 ④乳用牛を飼養する畜産農家 7戸 | R7.5 | R7.7 |

| No. | 予算措置 | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 支援対象 | 総事業費 | 交付金充当額 | 一般財源 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) ⑤支援対象期間 | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------|-------------------------|--------------------|-------|---------|--------|--------|---|------|------|
| 7 | 当初 | ③消費下支え等を通じた生活者支援 | キャッシュレス決済推進事業補助金 | 生活者支援 | 151,405 | 91,034 | 60,371 | <p>①物価高騰の影響を受けている生活者の消費を下支えするとともに、市内中小売業者等の利用機会向上や売上増加、事業継続等を図ろうとするもの。 併せて、キャッシュレス決済に關し市内中小売業者等の導入や生活者の利用を支援・促進することにより、市内の商取引における利便性や快適性の向上を図ろうとするもの。</p> <p>②補助金(奥州商工会議所及び前沢商工会への間接補助)</p> <p>③</p> <p>1 還元費用 135,000,000円(89.2%) ポイント還元費 135,000,000円(非課税)</p> <p>2 事務費用 16,405,000円(10.8%)</p> <p>(1) キャッシュレス事業者: 9,775,000円 手数料 還元費用135,000,000円×5% = 6,750,000円 運営費 @1,000,000円×1件×1.10 = 1,100,000円 販促費 @1,000円×1,750店舗×1.10 = 1,925,000円</p> <p>(2) 商工団体: 6,630,000円 奥州商工会議所 @6,000,000円 前沢商工会 @630,000円</p> <p>④生活者(全般)</p> | R7.4 | R7.9 |
| 8 | 当初 | ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 | 運輸事業者運行支援緊急対策事業補助金 | 事業者支援 | 21,210 | 18,060 | 3,150 | <p>①燃料の価格上昇による運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、対象事業者に支援金を支給することで、社会インフラとして重要な運送事業者の事業の維持及び確保を図るもの。</p> <p>②燃料費に対する補助金(岩手県トラック協会水沢支部への間接補助)</p> <p>③</p> <p>・支援金額の積算根拠 県の事業に準拠した額 21,000円/台 (営業用トラック標準軽油使用量(総務省通知):12,580L・軽油価格差額:126.9円/L (R3.4)・147.2円/L(R6.10)の上昇分 20.3円/L・支給単価:12,580円×算定期間3/12 ×支給単価6.8円(20.3/3)÷21,000円)</p> <p>・台数の積算根拠 当初想定台数 1,314台 第1~3弾平均 836台÷1,000台 第1弾実績 809台(49事業者)、第2弾実績 869台(57事業者)、 第3弾実績 831台(53事業者)</p> <p>・事務費の積算根拠 広報費50千円、通信運搬費60千円、人件費等100千円</p> <p>④事業者(市内の運送事業者)</p> | R7.4 | R7.7 |
| 9 | 当初 | ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 | 伝統産業物価等高騰対策事業補助金 | 事業者支援 | 20,000 | 20,000 | 0 | <p>①物価高騰の影響により経営環境が悪化している伝統工芸事業者に対し、産地組合を通じてその影響を緩和する取組を進めることで、伝統工芸事業者の経営環境の改善と伝統工芸産業の維持・発展を図る。</p> <p>②原材料、資材等の購入時における物価高騰分の差額補填に必要な費用などに対する補助</p> <p>③</p> <p>(1) 支援内容 物価高騰の影響を受ける前の令和元年度または令和2年度との原材料費・資材費 ・電気代等の差額補填を行う。</p> <p>(2) 事業費 ア 鋳物組合分 資材値上り額42.5千円/t×資材等購入量300t=12,750千円 ※購入量内訳(組合事業者20社×15t) イ 箕箒組合分 (木材900円/枚×3,500枚)+(金具200円/個×17,350個) +(漆等7,000円/本×90本)=7,250千円</p> <p>④水沢鋳物工業協同組合、岩谷堂箕箒生産協同組合</p> <p>⑤令和7年2月から令和8年1月</p> | R7.4 | R8.3 |

| No. | 予算措置 | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 支援対象 | 総事業費 | 交付金充当額 | 一般財源 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) ⑤支援対象期間 | 事業始期 | 事業終期 |
|-------------|------|------------------------------------|----------------------------|-------|---------|---------|--------|---|-------|------|
| 10 | 当初 | ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 | 温泉施設電気料等高騰緊急支援事業 | 事業者支援 | 5,000 | 3,000 | 2,000 | ①エネルギー価格等の高騰の影響を受けている奥州市内の温泉施設に対する支援を通して、事業の継続に資する。 ②電気・ガス・灯油に係る物価高騰分に対し、2分の1以内の金額で補助する。 ③(1) 対象事業者 市内温泉施設 4事業者 (2) 支援上限額 一事業者あたり1,250千円 (3) 事業費 @1,250千円×4事業者=5,000千円 ④奥州・金ヶ崎温泉組合に加入している市内温泉施設を営む事業者 ⑤令和7年1月～令和7年6月 | R7.4 | R7.9 |
| 11 | 7月追加 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 福祉施設等に対する物価高騰支援交付事業※R6実施事業 | 事業者支援 | 29,792 | 29,700 | 92 | ①福祉施設等における介護サービス等の維持及び事業の継続を支援するため、市内に事業所を有する福祉施設等に対して、夏期間(7～9月)に需要が増加する電気使用に対する支援を行うもの。 ②原油価格・物価高騰対策として、かかり増し経費(光熱費、燃料価格)を支援 ③(1) 光熱費支援 《入所系》@5,850円×人数 (介護 2,938名、障がい 373名) 《通所系》@1,950円×人数 (介護 1,522名、障がい 839名) 《訪問介護系》@6,000円×事業所数 (介護 72事業所、障がい 19事業所) (2) 車両燃料費支援 @7,500円×台数 (介護 600台、障がい 200台) ④市内に福祉施設等の事業所を有し、事業を継続している者(介護サービス、障害者福祉サービス) ⑤令和7年7月～令和7年9月 | R7.7 | R7.9 |
| 12 | 7月追加 | ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 | 温泉施設電気料等高騰緊急支援事業 | 事業者支援 | 5,000 | 3,000 | 2,000 | ①エネルギー価格等の高騰の影響を受けている奥州市内の温泉施設に対する支援を通して、事業の継続に資する。 ②電気・ガス・灯油に係る物価高騰分に対し、2分の1以内の金額で補助する。 ③(1) 対象事業者 市内温泉施設 4事業者 (2) 支援上限額 一事業者あたり1,250千円 (3) 事業費 @1,250千円×4事業者=5,000千円 ④奥州・金ヶ崎温泉組合に加入している市内温泉施設を営む事業者 ⑤令和7年7月～令和7年12月 | R7.10 | R8.3 |
| 13 | 7月追加 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 教育・保育施設等電気料等支援事業※R6実施事業 | 事業者支援 | 2,349 | 2,300 | 49 | ①原油価格や物価の高騰の影響により、かかり増した電気料等にかかる事業者の負担の軽減を図るため、教育・保育施設等電気料等支援交付金を予算の範囲内で交付し、もって、円滑な施設運営を支援するもの ②原油価格・物価高騰対策として、かかり増し経費(電気料等)を支援 ③(1) 園児1人あたりのかかり増し額 330円/月 (2) 園児数 私立施設 2,372人 (3) 私立交付額 330円×2,372人×3ヶ月=2,348,280円 ④私立の教育・保育施設の事業者 ⑤令和7年7月～令和7年9月 | R7.7 | R7.9 |
| 当初措置分小計 | | | | | 335,242 | 268,314 | 66,928 | | | |
| 追加措置(7月)分小計 | | | | | 37,141 | 35,000 | 2,141 | | | |
| 合計 | | | | | 372,383 | 303,314 | 69,069 | | | |

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画(不足額給付分)

(千円)

| No. | 交付対象事業の名称 | 総事業費 | 交付金充当額 (給付分) | 交付金充当額 (事務費分) | 一般財源 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|-----------------------------|---------|-----------------|------------------|------|--|------|------|
| 1 | 令和7年度奥州市定額減税補足給付金(不足額給付) | 460,800 | 460,800 | 0 | 0 | ①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 ④令和6年度住民税均等割非課税世帯 10120世帯×30千円、子ども加算 682人×20千円、定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者 22,000人 (435,000千円)のうちR7計画分 ⑤低所得世帯等の給付対象世帯数(10,120世帯)、定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者数(22,000人) | R7.8 | R8.3 |
| 2 | 令和8年度奥州市定額減税補足給付金(不足額給付)事務費 | 11,205 | 0 | 11,205 | 0 | 上記給付のための事務費 (需用費(事務用品等)、印刷製本費(通知物)、役務費(郵送料、手数料等)、業務委託料、人件費として支出見込) | R7.8 | R8.3 |
| 合計 | | 472,005 | 460,800 | 11,205 | 0 | | | |

低所得者等冬季特別対策助成事業(福祉灯油)の実施について

全員協議会説明資料 令和7年12月8日 福祉部福祉課

1 事業の概要

物価等の高騰による家計への影響が大きい低所得世帯等に対し、冬季の採暖に必要な家庭用灯油等の購入費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ることを目的に1世帯当たり7千円を支給する。

なお、事業の実施に当たっては、県が実施を予定している生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金を財源として活用するもの。(県12月補正予算にて措置見込)

2 対象世帯 (昨年度と同じ基準)

基準日(令和7年12月1日)に奥州市に住所を有し、令和7年度の住民税均等割が非課税である世帯のうち、高齢者世帯(65歳以上のみで構成される世帯)、重度障がい者世帯、ひとり親世帯又は生活保護世帯

約9,600世帯

3 給付額

1世帯当たり7,000円 (県の補助基準額と同額)

※ 県の補助基準額は1世帯当たり7,000円(県1/2、市町村1/2)

4 支給方法

(1) プッシュ方式 約9,100世帯

過去、非課税世帯等を対象として実施した物価高対策重点支援給付金等の支給の際に把握した振込口座を活用して、申請不要で支給する方式

(2) 申請方式 約500世帯

市が口座情報を把握していない世帯や課税情報を把握していない転入世帯等に申請書の提出を求めて支給する方式

5 スケジュール

| | | |
|--------|-------------|-------------------------------------|
| 12月16日 | 議会最終日 | 補正予算案追加提出 |
| 1月9日頃 | 通知発送・申請受付開始 | |
| 2月4日 | 支給開始 | [プッシュ方式対象者への振込、 申請方式対象者への初回振込] |
| 2月27日 | 申請受付終了 | |
| 3月18日頃 | 最終支給 | |
| 3月31日 | 事業完了 | |

6 予算

| | | |
|------|-------|--------------------------|
| 【歳出】 | (事業費) | 9,600世帯 × 7千円 = 67,200千円 |
| | (事務費) | 一式 6,302千円 |
| | | 合計 73,502千円 |

【歳入】生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金
9,561世帯 × 7千円 × 1/2 = 33,463千円

7 周辺市町村の事業検討状況 (11/17現在(見込))

| 市町名 | 支給額 | 予算化時期 | 通知発送時期 | 支給開始時期 |
|------|--------|---------|--------|--------|
| 盛岡市 | 7,000円 | 12月通常補正 | 1月上旬 | 1月末 |
| 花巻市 | 7,000円 | 12月通常補正 | 12月下旬 | 1月中～下旬 |
| 北上市 | 7,000円 | 12月追加補正 | 1月上旬 | 1月末 |
| 一関市 | 7,000円 | 12月追加補正 | 1月中旬 | 2月上旬 |
| 金ケ崎町 | 7,000円 | 12月追加補正 | 1月上旬 | 1月中～下旬 |

※北上市、一関市の追加補正は議会最終日に提案予定のこと。

8 周知方法

対象世帯への文書通知、広報おうしゅう2月号(1月22日発行)への掲載、市公式HP・ぱちっと奥州を予定

水洗化支援策の創設について

1 下水道経営戦略の基本方針

経営戦略（令和7年3月改定）において、安全で快適な汚水処理サービスを持続的に提供するために定めた基本方針は次のとおりです。

- ①集合処理から個別浄化槽活用への切り替え
- ②下水道使用料の改定
- ③水洗化支援策の創設

2 水洗化支援策の内容

基本方針③に定める新たな水洗化支援策は、これまでの水洗化工事資金借入に対する利子補給に加えるものとし、下水道への接続率向上及び浄化槽による水洗化促進の向上を図るもので、なお、集中的に事業を推進すべく、時限的な支援策として創設します。

(1) 支援対象

- ①くみ取り便槽撤去
- ②単独処理浄化槽撤去
- ③宅内配管工事

(2) 対象区域

全区域（コミプラは該当建物がないため除く）

(3) 対象建物

既存住宅

（新築、建替、増築、アパートや貸家、店舗、事務所など事業目的の建物は対象外）

議会全員協議会資料 令和7年12月8日 上下水道部

(4) 基準額

①くみ取り便槽撤去

住宅 1戸当たり 90,000円（限度額）

②単独処理浄化槽撤去

住宅 1戸当たり 120,000円（限度額）

③宅内配管工事

屋外排水管10mを超える部分について
1m当たり5,000円（限度額は300,000円）

※集合処理整備区域で供用開始から3年を超えた箇所は

①②③の限度額1/2

(5) 実施時期

令和8年度から令和14年度まで
(令和8年4月1日施行予定)

3 支援策創設による効果

- ・アクションプランの水洗化率目標（R14末）82.8%に対し、現状では81.8%に留まるが、新たな支援策により82.5%と目標を概ね達成できる見込みです。（他市の同様補助でも申請件数増の実績あり）
- ・供用開始から年数が経った方にも公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全、水洗化による快適な生活について考える機会となり、水洗化に対する動機付けにもなります。
- ・物価高騰等で後回しにされる水洗化工事について、時限的な期間を設けることで期間内に工事をもらうことにより、令和14年度の概成の手段ともなります。

水洗化支援策の創設について

4 件数と支援総額の見込み

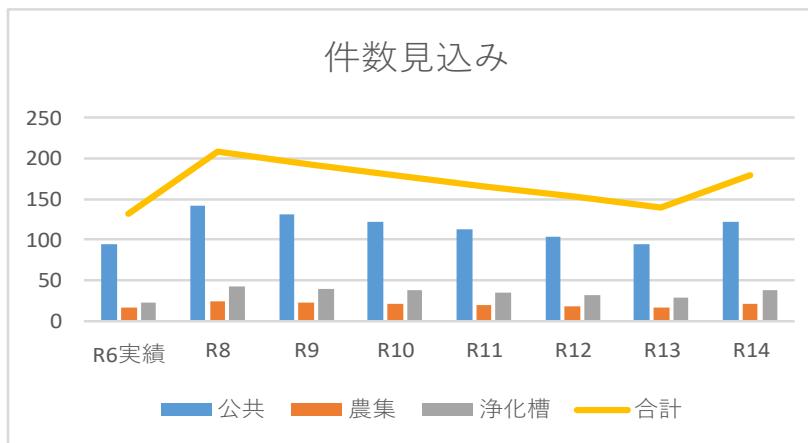
見込み件数（既存住宅の改築件数）

| 処理区分 | R6実績 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | 合計 |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 公共 | 94 | 141 | 131 | 122 | 113 | 104 | 94 | 122 | 827 |
| 農集 | 16 | 24 | 22 | 21 | 19 | 18 | 16 | 21 | 141 |
| 浄化槽 | 22 | 43 | 40 | 37 | 34 | 32 | 29 | 37 | 252 |
| 合計 | 132 | 208 | 193 | 180 | 166 | 154 | 139 | 180 | 1220 |

※件数は、R6実績より推測

R8はR6実績の1.5倍（次年度以降0.1倍減、R14は1.3倍）で見込む

ただし浄化槽は（R6実績×1.5倍に積上げ調整あり）



見込み件数（支援対象ごと）と支援総額

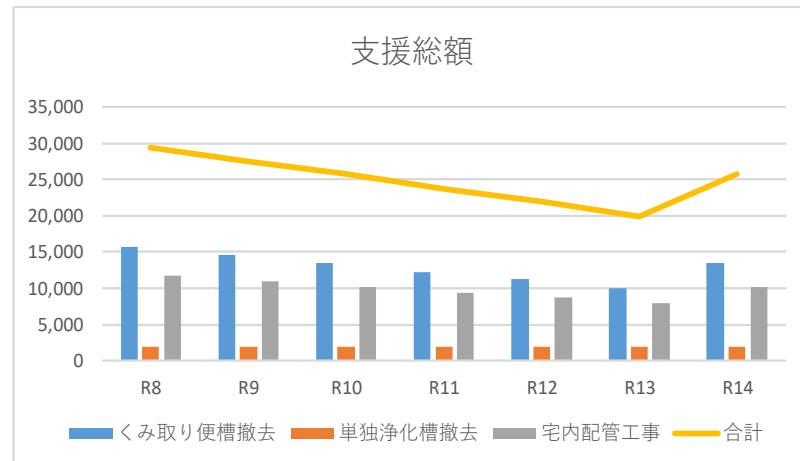
（金額単位：千円）

| 支援対象 | 項目 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | 合計 |
|----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| くみ取り便槽撤去 | 件数 | 189 | 174 | 161 | 147 | 135 | 120 | 161 | 1,087 |
| | 金額 | 15,660 | 14,535 | 13,545 | 12,240 | 11,250 | 10,035 | 13,545 | 90,810 |
| 単独浄化槽撤去 | 件数 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 133 |
| | 金額 | 1,980 | 1,980 | 1,980 | 1,980 | 1,980 | 1,980 | 1,980 | 13,860 |
| 宅内配管工事 | 件数 | 164 | 154 | 141 | 131 | 122 | 111 | 141 | 964 |
| | 金額 | 11,767 | 10,993 | 10,219 | 9,444 | 8,670 | 7,894 | 10,219 | 69,206 |
| 合計（延べ数） | 件数 | 372 | 347 | 321 | 297 | 276 | 250 | 321 | 2,184 |
| 合計 | 金額 | 29,407 | 27,508 | 25,744 | 23,664 | 21,900 | 19,909 | 25,744 | 173,876 |
| うち国・県補助金 | | 2,432 | 2,288 | 2,142 | 1,938 | 1,792 | 1,648 | 2,142 | 14,382 |

※くみ取り便槽撤去と宅内配管工事または、単独浄化槽と宅内配管工事は併用可能

※宅内配管工事対象者割合 $964/1220 = 79.0\%$ (撤去は100%)

※国庫・県費補助は浄化槽のみ対象



5 今後の予定

（水洗化支援策）

R7.12月8日 議会全員協議会での説明

R8.1月14日 補助金交付要綱の法規審査委員会(予定)

R8.4月1日 支援策受付開始

4 主な条例改正の内容

(1) 奥州市一般職の職員の給与に関する条例

- ア 岩手県職員の給与制度に準じた給料表に改定する。
(令和7年4月1日適用)
- イ 期末・勤勉手当の支給月数を現行の年間4.60月分から0.05月分引き上げ、4.65月分とする。引き上げ分は期末・勤勉手当それぞれ0.025月分とする。(令和7年12月1日適用)
- ウ 令和8年4月以降の期末・勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分する。
(令和8年4月1日適用)

(単位：月)

| | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| | 期末 | 勤勉 | 合計 | 期末 | 勤勉 | 合計 |
| 6月期 | 1.250 | 1.050 | 2.300 | 1.2625 | 1.0625 | 2.325 |
| 12月期 | 1.275 | 1.075 | 2.350 | 1.2625 | 1.0625 | 2.325 |
| 合計 | 2.525 | 2.125 | 4.650 | 2.525 | 2.125 | 4.650 |

- エ 奥州市一般職の職員の給与に関する条例別表第4の3の項に掲げる職員（医師並びに病院及び診療所等に勤務する職員以外の職員）に係る宿日直手当を4,400円から4,700円に引き上げる。
(令和7年4月1日適用)

(2) 奥州市特別職の職員の給与に関する条例

- ア 市長、副市長、教育長及び議会の議員の期末手当の支給月数を現行の年間3.45月分から0.05月引き上げ、3.50月分とする。
(令和7年12月1日適用)
- イ 令和8年4月以降の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分する。(令和8年4月1日適用)

(単位：月)

| | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------|-------|-------|
| 6月期 | 1.725 | 1.750 |
| 12月期 | 1.775 | 1.750 |
| 合計 | 3.500 | 3.500 |

(3) 奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例

- ア 岩手県職員の給与制度に準じた給料表に改定する。
(令和7年4月1日適用)
- イ 期末・勤勉手当の支給月数を現行の年間4.60月分から0.05月分引き上げ、4.65月分とする。引き上げ分は期末・勤勉手当それぞれ0.025月分とする。(令和7年12月1日適用)
- ウ 令和8年4月以降の期末・勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分する。
(令和8年4月1日適用)

5 改正に伴う所要額（概算）

(単位：千円)

| | 現行 | 改定後 | 差額 |
|----------|-----------|------------|---------|
| 正規職員 | 9,541,044 | 9,803,280 | 262,236 |
| 特別職 | 市長等 | 51,901 | 52,112 |
| | 議員 | 195,660 | 196,247 |
| 合計 | 9,788,605 | 10,051,639 | 263,034 |
| 会計年度任用職員 | 3,113,698 | 3,186,395 | 72,697 |

※一般会計、特別会計及び企業会計の合計。

背景

奥州市は全国でも有数の米どころであるが、生産者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、人口減少に伴う国内市場規模の縮小など、多くの課題に直面している。その一方で、海外における日本食の人気は高まっていることから、国では2016年に輸出力強化戦略を策定し、コメの輸出強化を打ち出している。

市物産の海外展開は、販路の多角化のみならず、生産者の意欲向上や市民の自信と誇りづくりにもつながることが期待される。

こうしたことから、市は、JA江刺と共にシドニーおよびメルボルンにある日本食レストランへの営業活動を実施。その結果、2店舗が金札米の取り扱いを決定。

過去2年間の取組

令和5年 シドニーに本社を置く日系商社と市産米取り扱いについて交渉開始
令和6年 JA江刺と共にシドニーおよびメルボルンにある日本食レストランへの営業活動を実施。その結果、2店舗が金札米の取り扱いを決定。 そのほか、在外公館等の訪問や、現地在住の市出身者との意見交換なども実施。



課題

1 高価格での販売（現地価格）

→R5産米 約5,500円／袋（5kg） 他の銘柄米 約3,000円
R6産米 約8,000円／袋（5kg） 約4,500円

スーパーでの売れ行きは緩やか。

取扱いを開始した2店舗での使用量（消費量）もあまり多くない。商社、営業先からも価格面で難色を示された一方で、「真空パック」は他社製品との差別化となり、大きなアドバンテージであると高評価。

2 コメの魅力、品質の伝え方

資料を用いての説明、サンプル米の提供などでPRを実施するも、その美味しさや魅力を伝えることが困難。

【参考：輸出実績】

R6年度→2.6トン R7年度→2.7トン+パックご飯240パック

主なステップ

1 流通経路の確立（商社との交渉）

→オーストラリアは検疫が非常に厳しいため、ルートの確立が重要

2 バイヤー等への販促活動

● 日系スーパーでの販売

→日本人駐在員やアジア系富裕層への販売が期待できる

● 日本食レストラン（主におにぎり店）への営業

→コメにこだわりのある店主が多く、食材としての取り扱いが決まれば安定的なコメの消費が見込める

● 在外公館への情報提供

→公的イベント、レセプションでの金札米使用を期待。認知度向上に加えて、今後の販促活動にも活用が付く。

令和7年度の取組

JJA江刺と協議の上、ブランドの価値を保つためにも値下げはせず、あくまでもコメの味、魅力を伝えることに注力することに。そこで、金札米の魅力を知り尽くしている奥州大使・岡野真吾氏の協力を得て、今年8月に日本食レストランでのおにぎりの提供や日系スーパーでの店頭試食販売会を実施。

○現地レストランで岡野氏による「おにぎり」メニューの提供

- 数多くの客が来店。金札米の認知度向上につながった。
- 料理人も味と品質に納得し、食材の導入へ強い関心を示した。

○日系スーパーでの店頭試食会

- コメの味に納得した客が次々と5kg米袋を購入。在庫が早々に完売。
- 味、品質に納得をすれば高価格でも売れることが証明された。

○日本食レストラン等への営業

- 岡野氏と共に、試食用おにぎりを持参し、レストランを訪問。
- 「明らかに他の米より美味しい」と多くの声。しかしながら価格面がネックとなり、取り扱いの決定には至らず。



在メルボルン日本国総領事からのオファー

在メルボルン日本国総領事館を訪問した際、おにぎりを試食した古谷徳郎総領事がその美味しさに納得。毎年2月に開催する天皇誕生日祝賀セレブションへの参加について直接打診を受けた。

古谷総領事はかねてから、当市の米輸出に関する取り組みに着目しており、コメの味だけでなく、市とJJA江刺のこれまでの取組が評価されたものである。

セレブション参加の意義及び期待される効果

天皇誕生日祝賀セレブションは、オーストラリア政財界の要人や国会議員、日系企業などが約300名が出席する、日本政府を代表する最も格式のある外交行事。

試食を通じてコメの味や魅力を直接伝える貴重な機会となる。（姉妹都市グレーターシェパートン市長も招待が見込まれている。）こうした公的な外交の場での発信は、即時の商取引というよりも、中長期的な信頼形成とブランド認知の向上を目的とするもの。将来的な販路拡大及び輸出量増加が期待される。

海外で高く評価されることで生産者の自信と誇りにつなげ、地域産業の活性化に結び付けることを目指していく。

なお、R7産米は現地販売額で約12,500円／袋（5kg）と大幅な値上げとなったため、商社から新規の発注がなかったが、今回のセレブションへの招待を受けて、メルボルンでの新たな店頭販売が決まった。



出張期間

令和8年2月12日（木）～19日（木） 8日間

日程

| 2/12 (木) 1日目 | 2/13 (金) 2日目 | 2/14 (土) 3日目 | 2/15 (日) 4日目 |
|--------------------|---|---------------------------------|--------------------|
| 移動日 | ①店頭試食販売・祝賀セレブション準備 ②現地レストラン等営業活動 ③姉妹都市訪問、協議・営業 など | 店頭試食販売 | |
| 2/16 (月) 5日目 | 2/17 (火) 6日目 | 2/18 (水) 7日目 | 2/19 (木) 8日目 |
| ①セレブション準備 ②営業活動 | 天皇誕生日 祝賀セレブション 参加 | ①商社との協議 ②営業活動 ③物品の返送手続 など | 移動日 |

- ・店頭試食販売は土鍋で炊飯し、祝賀セレブションはぬか釜で炊飯
- ・ぬか釜2台は日本から輸送し、ぬかは現地で調達
- ・セレブションでは、金札米を用いた日本酒（JA江刺・粒粒一心）も提供
- ・現地協力者の拡大、ネットワークの形成を目指した活動も実施
- ・複数の活動はそれぞれ分かれて実施



実施体制

必要人員 5名

内訳 奥州大使 岡野真吾氏、市職員3名、JA江刺職員1名
調理、振る舞い、英語説明、メディア対応など

事業費

総事業費 1,832千円

【未来羅針盤課】

普通旅費 594千円×1名

通信運搬費 10千円×1名

合計 604千円 → 12月追加補正

未来羅針盤プロジェクト推進事業

※姉妹都市を訪れる事から、下記の旅費より多くなっている。

【農政課食農連携推進室】

普通旅費 1,144千円 (572千円×2名)

通信運搬費 84千円 (携帯電話2名、物品送料)

合計 1,228千円 → 輸出米販売促進事業費より支出

【JA江刺負担分】

JA江刺職員及び岡野氏の旅費及び謝礼、販売活動費など

今後めざすこと

- ・コメ輸出の継続、販路拡大（目標年間輸出量 米10トン、酒300本）
- ・民間が主体となった輸出事業への取り組み（参入事業者を増やす）
- ・奥州ブランド力の向上と、生産者の意欲向上
- ・若い世代が海外市場に挑戦したいと思える環境づくり
- ・現地におけるサポートネットワークの構築